生徒指導・進路指導の現状と課題

松浦 勉†

Themes and Present Conditions of the Study on Student Guidance and Career Guidance

Tsutomu Matsuura

ABSTRACT

Firstly, this paper examines the present conditions and problems in junior high school student guidance from viewpoint of chldren's rights, focussing on zero tolerance policy led by the Ministry of Educatin. This student guidance policy aroused broad interest of teachers and pedagogists. In addition, this paper analyzes arguments concerning zero tolerance policies and its discipline among these educational policy circles, including its practices.

Secondly, this article examines the present situation and problems on career guidance in both junior high school and high school from the perspective of gender equality. Looking at society in Japan during the early 21th as a whole, there remain various clear gender discriminations, and it is probably no exaggeratin to say that Japan is still an developing country as far as gender equity is concerned. There is no exception in education.

Key Words: student guidance, career guidance, gender equality, zero tolerance **キーワード**: 生徒指導, 進路指導, ジェンダー平等, ゼロ・トレランス

1. はじめに―問題の所在と課題―

日本の社会と学校では、とりわけ1990年代中葉いらい、依然として「アメリカモデル」万能論が大流行している。「軍事超大国」アメリカとの軍事同盟=従属関係のもとで、他国に対して「集団的自衛権」を行使することにより「国土

平成 30年 1月 9日 受付

† 工学部電気電子システム学科・教授

防衛」をはかるという大義名分を常套とする「軍事大国化」路線はその典型であろう。2015年9月19日未明の、安倍晋三政権による計11の関連法案からなる「戦争法案」の強行採決は象徴的な意味をもつ。国家の「安全保障」レベルばかりではない。経済と政治の世界はもとより、学問と教育の世界でもまたそうなのである。

しかし、流行の輸入アメリカモデルが万能薬どころか、なんら学問的・科学的な根拠もない <神話>にすぎないことが多い。それは、1989年に国際連合総会で「子どもの権利に関する条約」が採択され、すでに193か国が批准している(2014年2月現在一未締約国3)21世紀の10年代の現在の国際社会における、教育をめぐる動向を一 瞥しただけでも、了解できるであろう。「子どもの権利条約」が採択され、なによりも2003年3月20日に「イラク戦争」を開始したブッシュ政権下のアメリカは、<署名>はしているけれども、「子どもの権利条約」に〈批准〉していない唯一の「先進国」であった。オバマ政権が成立しても基本的な変化はなかった。

そればかりではない。アメリカは、地球温暖化(京都議定書)や核実験禁止、国際刑事裁判所の承認、核兵器禁止条約など「人間の安全保障」を基軸とする国際社会の真の平和と安定の実現にむけた国際的誓約を一方的に破棄している〈超大国〉でもある。総じて、2008 年 11 月のオバマ政権の成立も、このようなアメリカの基本的なスタンスに変更を加えることはなかった。2016 年 11 月に D・トランプが新大統領になると、ユネスコからの脱退を宣言するなど、さらにアメリカは国際社会で孤立の道を深めている。

本稿でとりあげる、アメリカ流のゼロ・トレラ方式、すなわち「寛容度ゼロの生徒指導」を、日本の学校教育の屋台骨をささえる生徒指導に導入しようという文部科学省と同省をプッシュする安倍政権のスタンス、政権(行政官僚)をバックアップする「有識者」たちの議論も、1990年代後半以来の"保守化"ないし反動化した日本の時流と風土によりかかった、教育行政におけるアメリカ万能論の変種の一つにすぎない。

このゼロ・トレランス方式をめぐっては、すでにアメリカ社会や国際連合・子どもの権利委員会などでは、後述するように、その深刻な問題点が指摘され、批判が加えられている。船木正文(大東文化大学)の学術的な研究の成果から、その深刻な問題の実例の一端を紹介しておこう(船木「学校暴力と厳罰主義—アメリカにおけるゼロ・トレランスの批判的考察—」『大東文化大学紀要』2003年)。

- ◇ 9歳の生徒が登校中にナイフとマニュキアを見つけられ、1日の停学(オハイオ州)
- ◇ 12歳の生徒がおもちゃの銃を教室に持ってきて見せびらかし停学

(ロード・アイランド州)

◇ 5歳の生徒がバス停留所でカミソリの刃を 見つけ教師に見せるため学校に持って行き 退学。別の学校に転校

(カルフォルにア州)

『アメリカの事例から学ぶ学校再生をもとめ て―ゼロ・トレランスが学校を建て直した―』(学 事出版、2000年)や『ゼロ・トレランス―規範意 識をどう育てるか-- 』(学時出版、2006年)を著 し、ゼロ・トレランス方式の日本への導入に先 鞭をつけたと自負している加藤十八(元、高等 学校長) の認識と評価は、この船木論考の論調 とは対照的に異なる。本稿で批判の対象として 分析する素材となる主要な一般紙に掲載された 加藤の議論を紹介しよう。2006年6月17日『朝 日新聞』は、特集記事(無署名)「私の視点/ 『寛容度ゼロ』生徒指導」を掲載した。明石要 一(当時、千葉大学教育学部長)と義家弘介と ならんで紙面に登場した加藤は、厳罰主義をと るゼロ・トレランス導入が焦眉の課題であると 積極的に力説し、紙面では当人にとって「よい こと」づくめのことばかり書いた。自身の主張 を裏づける正当で明確な根拠資料や文献等の出 典はまったく示されていない。一般紙の紙面に 掲載されたインタビュー記事だからといって看 過されてよい問題ではないだろう。

これに対して、ゼロ・トレランス問題を本格的に追究している船木正文は、この方式が、人種差別の教育措置としての性格を強くもつことを指摘するとともに、その例証となる、2001年2月に全米法律家協会(40万人以上の法曹関係者が加盟)がゼロ・トレランス方式の廃止をもとめる声明を採択したことに言及している。

…… (全米法律家協会は)公立学校でのゼロ・トレランス方針は、その運用において人種差別的効果を有し、犯された行為の状況や性質、あるいは生徒の背景をいっさい考慮することなく、生徒を退学、あるいは少年裁判所や刑事裁判所に送致することを命じるものであり、廃止を求める見解を採択した……。

(カッコ内は筆者、以下同様)

ここでは、文部科学省の 2006 年の「通知」に よってすでに先導的試行がおこなわれ、小泉純 一郎政権の後継となる首相の安倍晋三が設置し た「教育再生会議」もその実施の必要を政策提 言した、生徒指導における<日本版ゼロ・トレ ランス方式>をめぐる問題を、"人間形成の科 学としての教育学"(勝田守一)の視座から、学 問的・社会科学的に検討することにしたい。

2006年11月29日に、発足間もない教育再生会議は、その名称こそ使ってはいないが、「いじめ問題への緊急提言」のなかで、「問題行動を起こす子どもに対して、指導・懲戒の基準を明確にし、毅然(きぜん)とした対応をとる」と豪語して、ゼロ・トレランス政策の実施を打ち出した。これを受けて、文部科学省は翌2007年2月に「毅然……たる対応」の具体的内容をしめした「通知」を出した。

なお、ここで、zero tolerance が「毅然とした」 指導ないし対応と言い替えられていることには 注意を要する。日本語の文脈でいえば、 '非情 な'指導ないし'情け容赦のない'処置と訳さ なければならない用語だからである。ゼロ・ト レランスを「毅然とした」云々と訳出している のは、かつて「女性に対するあらゆる差別撤廃 に関する条約」や「子どもの権利に関する条 約」を訳出するにあたって、child や woman を 「児童」、「婦人」と訳した外務官僚の作為の 場合と同様の、文部科学官僚とそれと癒着した 「官房学」者たちの官僚主義の狡猾さの表れに すぎない。喜多明人(早稲田大学)によると、 2007 年文科省「通知」の中身は、①「学校の警 察化」の促進と②「問題生徒の分離・排除(出 席停止・退学処分など)」、③「懲戒の強化・ 『体罰』の容認」の3つの柱からなる(後述)。

ただし、ここで<日本版ゼロ・トレランス方式>と言っているのは、文部科学省(初等中等教育局児童生徒課)が、前記の『朝日新聞』の紙面に登場してくる加藤十八などとは異なり、ゼロ・トレランスを文字通り全面的に導入するスタンスをとらずに、従来型のカウンセリングによる生徒指導と、ゼロ・トレランスの本来の

意味を曖昧にした「毅然とした対応」となる生 徒指導を併用した2本立てでのとりくみを実施し ようと考えているからである。

近年の動向も簡単に確認・補足しておこう。

まず何よりも、本家本元のアメリカでは新たな局面が生まれている。船木正文の最新の成果によると、全米各地で学校の「警察化」や「刑務所化」とよばれる厳罰による抑圧状況が、子どもたちや教職員にさまざまな否定的な影響を及ぼしてきたことに鑑みて、このゼロ・トレランスの改善策や代替策を実施する取りくみが広がりを見せている。2014年には、これをふまえて、オバマ政権は、ゼロ・トレランスを基本的に見直す政策を打ち出した。また、こうした動向と前後して、従来ゼロ・トレランスを支持してきた全米の2大教育専門職団体であるアメリカ教員組合(AFT)と全米教育協会(NEA)が、相次いで自己批判的な総括を行い、処罰的な懲戒処分に代えて、修復的司法のとりくみに賛同した。

2 団体の自己批判的な総括の一端をみると、連邦ガン・フリー学校法(1994 年)の制定を支持してきた AFT は、「ゼロ・トレランスは警察活動における割れ窓理論と類似している。私たちは間違っていた。……建設的に振る舞うことができるよう生徒の発達を促すことよりも処罰を強調するゼロ・トレランスの懲戒方針は機能していない」、NEA は、ゼロ・トレランスは「生徒たちを学業の失敗とドロップ・アウトに追いやる重大な危険にさらし、生徒をきわめて頻繁に学校から刑務所に送るパイプラインに不必要にも送っている」と、それぞれ正当な現状批判のうえに自己批判的に総括しているのである。

こうして学校から排除されるさまざまなハンディキャップを背負わされた子どもたちの「学力保障」と並行して、ゼロ・トレランスの代替施策となる「修復的司法(Restrative Justice)」の実践が推奨・展開されるようになっているのである(船木正文「アメリカ合衆国のゼロ・トレランスの見直し政策」(民主教育研究所機関誌『季刊 人間と教育』No. 85、2015 年春)、同「ニューヨーク市生徒懲戒方針の改革―ゼロ・トレランスから支援

的・予防的生徒懲戒へ―」『大東文化大学紀要〈社 会科学編〉』第55号、2017年、など)。

日本の最近の動向も一瞥しておこう。

『大津いじめ問題第三者調査委員会報告書』 (2013 年 1 月 31 日)が、アメリカのこうした新たな動向をふまえて、「子ども間のいじめ事案において、従来の司法的対応と並行して、関係修復的努力を継続的に行うこと」を提案していることが注目される。

また、アメリカの主要メディアが「極右内閣」と呼び、その動静を危惧する第2次安倍晋三政権が制定した「いじめ対策基本法」(2013年6月)に基づいて文部科学省が出した<学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」ポイント>(同10月)も、オバマ政権のすすめる修復的司法の実践の論理を援用して、

「被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他 の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事 者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団 活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すこと」 を、奨励していることも目を引く。これも新た な政策動向となろう。しかし、この文科省の提 出した新たな方向性は、どこまで徹底され、実 体化されているのか、心もとない状況にある。 実効性が乏しいのである。なによりも、いわれ るところの「好ましい集団活動」とは具体的に 何なのか、どのような人間関係の実現が追求さ れているのかが不明確だからである。加えて、 たとえば EU (欧州連合) が貧困状態にある人び との人数削減のための具体的な数値目標とその 目標を実現するための指標を設けているのとは 対照的に、安倍内閣が数値目標のない子どもの 貧困対策法を制定した場合と同様の本質的な限 界があると考えられる。

なお、2015年現在で、子どもたちの6人に1人が「貧困」状態にあると報告されている(数値で表すと、16.3%)子どもの貧困問題も、子どもたちの学習権保障にかかわる小・中・高校における生活指導と生徒指導にたいして大きな困難な諸課題を提起している。

木村浩則(文教学院大学)は、近年のゼロ・トレ

ランス施策の特徴として、ゼロ・トレランスという用語は意図的に(?)使用されなくなっているが、「プログレッシブディシプリン」や「〇〇スタンダード」、「〇〇ベーシック」(〇〇の中には、学校名や自治体名がはいる)などという、新たな名称のもとで、生徒指導だけでなく、学習規律の指導や管理を目的として、実質的にゼロ・トレランス的なとりくみが全国各地に広がっている指摘している[木村浩則「パフォーマンスの統治とゼロ・トレランス国家」(前掲『季刊 人間と教育』、No.85)。木村の指摘する日本社会の動向を示す有力な事例の一つとして、広島県福山市の「福山スタンダード I・II・III」をあげることができよう。これは福山市教育委員会のIPで閲覧することができる。

この同じ広島県で、2015 年 12 月に府中町立中学校3年生の〈男子〉生徒が、高校進学をめぐって「自殺」に追い込まれまれるという「事件」が惹き起こされた。この理不尽な結末の直接的な背景に、福山市をはじめとする広島県内の学校教育の「スタンダード化」やゼロ・トレランスの生徒指導・進路指導の実態があることを、北川保行(公立中学校教員/全広島教職員組合福山支部)の現状報告の論考は示唆している(北川保行「<生徒指導規程>の徹底がもたらした現実」

(教育科学研究会誌『教育』2016 年 6 月号)。この北川論考を収載した教育科学研究会誌『教育』は、〈「学校スタンダード」が変えるもの〉という「特集 1」を組んで、その中心テーマとして、近年新たな深刻な子どもの人権問題として注目され、教育裁判としも争われている「指導死」ともいえるこの「事件」を位置づけている。

一般紙の報道で簡単に事実関係を確認しよう。 2016年3月11日付けの『朝日新聞』の無署名記事によれば、同中学校の私立高校への推薦を認める条件として、①一定以上の成績を修めていることと②3年次に「不登校」をしていない、③「問題行動や触法行為がないこと」の3か条が定められていた。同中学校校長の証言として、この基準は、2008年度にはすでに制定されていた とも報道されている。こうした動向は、前述し た文科省「通知」をふまえた措置であろう。

こうした行政主導でつくられたゼロ・トレラ ンス的な生徒指導=進路指導のシステムのもとで、 この生徒は、中学1年生のときに不当にも「万引 き」をしたとの烙印をおされ、その虚偽のデー タが修正されないまま、卒業時になって「進路 指導」の名において私立高校への進学に必要な 学校長の推薦書(併願)の発行を拒否されたの である。学校(校長)は虚構・虚偽の事由によ り、結果としてこの生徒を死に追いやったわけ である。この『朝日』の記事は、私立学校への 推薦の条件として「非行歴を判断材料にするの は当然」だと強弁する名古屋市立中学校の校長 (匿名)の談話を掲載している。たしかに、こ の生徒の場合は「非行」歴はなかった。しかし、 かりに「非行歴」が確認されたとしても、教育 行政当局の督励と指導のもとに、文科省『生徒 指導提要』をモデルとして一握りの幹部教員が つくったと思われる一篇の規則を盾にして、 「非行」を理由に推薦書の授与を拒否し、子ど もの進学の道を閉ざすこと自体に、何ほどの正 当性と教育的な意味があるというのであろうか。 あるというならば、当事者たちには是非とも、

しかし、はたしてそれは可能であろうか。応 えは否である。いわんや「非行歴を(進学指導 の)判断材料にするのは当然」だという裁断を やである。

明確な根拠を提示してそれを論証してもらいた

いものである。

本稿の課題は、内外のゼロ・トレランスをめぐる動向をふまえて、一般紙を中心とするマスメディアの報道内容を主要な検討素材として、第1に、教職教育の視点から教育報道の内容と姿勢それ自体の問題を検討する。第2に、新聞報道などを学術的な成果で補足しながら、ゼロ・トレランス方式の生徒指導への導入を推進した政府・文科省サイドの議論と施策を、〈子どもの権利保障〉の視座から教育学的に批判的に考察する。子どもの権利保障研究の近年の動向については、たとえば、近年の「主権者教育」との

かかわりで子どもの権利問題を追究した田代高章「子どもの権利の視点からの主権者教育のあり方」(日本生活指導学会誌『生活指導研究』 NO.34、2017年)がある。

第3の課題は、学校教育の「スタンダード化」の進行のなかで、ゼロ・トレランス型生徒指導とも結びついて教育裁判に発展する「指導死」問題を惹き起こしている《進路指導》の現状と問題点を、とくに〈ジェンダー平等〉の視座から検討する。進路指導については、中学校と高等学校の実践を直接の検討対象とする。

本稿は、3年生が受講・参加する教職科目「生 徒指導・進路指導」の講義内容の一部を大幅に 改稿して一編の成果にまとめたものである。そ のため、論述には学生への必要な教育的配慮が ほどこされている。その意味では、本稿は筆者 自身の教職教育実践の現状と課題の一端を明ら かにする成果ともなろう。具体的な教育的配慮 の一つとして、学術的な論考などとは別に、と くに新聞の記事を講義資料として使うことが多 い。学術論文として発表された成果を配布する のは、講義を担当する筆者の講義内容(分析と 評価)を相対化してもらうためである。学生に は、とくにメッセージ性のつよい一般紙の記事 (報道内容)を配布し、記事が発信しているメ ッセージに真正面から応答してもらう、あるい は一つの問題に関する複数の一般紙の報道内容 を比較させるなど、こうした学びと学び合いの ための検討素材としてである。現代学生がもっ とも苦手としている諸課題に、とりくんでもら うためである。そのため、筆者も可能な限り主 要メディアのなかで重要な位置を占めている一 般紙などの教育報道を不断に注視している。

もちろん、学術的な研究成果の場合と同様に、 報道内容を無批判に紹介するわけではない。基本的な事実関係やそれにかかわる認識と把握、 評価をトータルに批判的に分析することが不可 欠で、なによりも重要であることを例示すため に、筆者自身の学問的な方法と課題意識を紹 介・提示している。そのうえで、ほとんど活字 離れしている多くの学生たちに、まずは自分の 眼で紙面を熟読してもらうことにしている。

2. 新聞の教育報道は、どのように読まなければならないのか?

テーマとのかかわりで、とりあえず主要な資料として学生に配布するのは、以下の3点である。これに、必要に応じて、直近の報道記事や学術的な性格をもつ論考などを配布する。

(1) 特集記事(無署名)「私の視点/『寛容度 ゼロ』生徒指導」

(2006年6月17日『朝日新聞』)

(2) 平岡妙子「規律厳守の生徒指導/違反たまると退学も…高校で試み」

(2006年1月17日『朝日新聞』)

(3) 無署名「体罰」教育再生会議、定義見直しへ」

(2007年1月24日『河北新報』)

資料について簡単にコメントすると、資料(1)については、明石要一(当時、千葉大学教育学部長)と加藤十八(元、高等学校長)とならんで、かれらの議論を批判する論客として紙面に登場している義家弘介の「論考」は、検討対象からはずしている。義家は、首相の安倍晋三のプライベートな「仲よしクラブ」「チーム安倍!」に等しい教育再生会議の1メンバーに加わり、2007年7月29日の参議院選挙に政権政党の推薦で出馬が予定されていたからである。義家が「ヤンキー先生」から教育再生会議担当室室長(非常勤)——後に参議院議員に転身!——については、無署名「時時刻刻 多彩?多難?教育会議」(2006年10月17日『朝日新聞』)が報じており、別途、資料として配布している。

これらの新聞報道をどう読むのか。たとえば、 資料(1)と資料(2)の紙面をみると、ここで 「論説」を書いたり、コメントが掲載されてい るのは、ほとんどがゼロ・トレランス方式の導 入を推進する側の当事者の意向・利害を代表す る「論客」とそれに同調・追従する特定の現役 教員のものにすぎないことがわかる。たしかに

資料(1)では、義家弘介はゼロ・トレランス方 式の生徒指導に批判的な姿勢をとる「有識者」 として登場している。しかし、資料(3)も指摘 するように、政権政党の「自由民主党」に寝返 った義家その人が、<文教族>内のゼロ・トレ ランス方式の推進論者として、これをめぐる教 育再生会議の議論を主導しているような始末な のである。この義家は、第3次安倍政権では、文 部科学副大臣の要職についた。文部科学大臣は 馳浩であった。つまり、直接的に生徒指導のあ り方を検討・追究している教育関連学会や、全 国生活指導研究協議会と日本生活教育連盟をは じめとする、日本の〈市民社会〉を代表する自 主的な民間教育・研究運動団体が存在している にもかかわらず、これらの学会や教育研究団体 の関係者は見事に排除され、全体として『朝 日』の紙面は、「両論併記」にすらなっていな いのである。百歩ゆずっても、3名の論者のうち 2 名がゼロ・トレランスの推進論者であることは、 この紙面自体が〈公平性〉に欠けることは明白 であろう。これは市民社会との協力関係の構築 をサボタージュしていると繰り返し、国連・子 どもの権利委員会から批判勧告をつきつけられ ている日本政府・文部科学省のスタンスと同じ だといわれても仕方がないであろう。

近年、〈日本軍性奴隷〉制=「従軍慰安婦」問題などをめぐって、『産経新聞』を先頭とする 〈右翼ジャーナリズム〉や『読売新聞』などの 一般紙のバッシングの標的にされることの多い 『朝日新聞』にしても、このレベルなのである。 これは重箱の隅をつつくような種類の問題では ない。私たちのメディア・リテラシーの在り方 にかかわる問題である。

また、この『朝日』のスタンスは、「体罰」を容認する素朴な教育意識をもつ記者が匿名で書いた粗雑な無署名の記事「体罰 教育再生会議、定義見直しへ」(2007年1月24日『河北新報』)、すなわち資料(3)ともなんら変らない。いまや学校教育とならんで、あるいはそれ以上に「大勢順応主義」や事大主義、「みんな一緒病」など、<私たち日本人>の負の人間形成

とその再生産に積極的に加担しているジャーナリズム、あるいは自称「ジャーナリスト」のこのような紙面づくりについて、学生には自由に意見を述べてもらう。なお、事大主義という用語は、学生の間ではほとんど死語になっているため、新村出編『広辞苑 第6版』(岩波書店)に記載されている"自主性を欠き、勢力の強大な者につき従って自分の存立を維持するやりかた"という意味を確認させている。この課題に応えるにあたって、学生自身の〈知性〉の土台となる批判精神のあり様も、ここでは積極的に問われることになる。

以上のような批判的な紙面検討のうえにたって、具体的には、学生に、①『河北新報』紙の「体罰」の概念規定とその行使へのスタンスについて考察を加えてもらうとともに、同じテーマで②「社会の木鐸」ともいわれる新聞に相応しい紙面づくりの基本線について構想してもらう。

3. ゼロ・トレランス的な生徒指導の教育学的検討

一部の「教育学者」が公然と強調するように、 <日本版ゼロ・トレランス方式>は、明石要一が主張するように、「生徒指導の有効な手段の 一つ」となり得るのであろうか。上記の資料 (1) の紙面を見ると、このゼロ・トレランス概念がアメリカ企業の「不良品は絶対に許さない」という製品(商品)管理の理論から、〈産廃〉の不法投棄を取り締まる環境行政指針や警察行政の治安対策理論に転用・援用され、さらに学校教育の生徒管理・統制の「有効な」手段として利用されたという、その出自と性格については、その個々の事実関係や問題理解の真偽は別にしても、そのおおよその全体像は、加藤十八の論説などからもわかる。

加藤の「論説」とは異なり、学術的な観点から追究された、この政策理論を批判的に検討した成果については、前出の諸論考とは別に、船木正文「ゼロ・トレランスは生徒の問題行動の

抑制と規範意識の向上をもたらすか」(全国高校生活指導研究協議会誌『高校生活指導』(青木書店)2012 年春号)と船橋一男「生徒指導におけるゼロ・トレランス方式導入の問題点」(教育科学研究会誌『教育』2007 年 7 月号)、喜多明人「厳罰主義(ゼロ・トレランス)の動向と支援主義の政策・実践」(子ども権利条約総合研究所編集『子どもの権利研究』第 13 号、2008 年 8 月)、その他を、先行する研究文献として、講義レジュメとあわせて学生に配布している。筆者の講義内容を、他の研究成果で相対化すると同時に、共通の理解と論点を把握するよう努めてもらいたいからである。

文部科学省の委嘱による国立教育政策研究所 の調査・研究の「主査」をつとめた明石要一は、 このゼロ・トレランス方式にもとづく「新た な」生徒指導は、2002年の学校教育法の「改 正」で新たに明文化された子どもの「出席停止 処分」の「有効活用」を図ろうとするもので、 これを使わないのは「宝の持ち腐れだ」とまで 公言してはばからない。なぜか。日本版ゼロ・ トレランスの大きな特徴ともなっている「出席 停止処分」は、子どもに対する差別や排除など ではなく、「生徒指導上の有力な手段の一つ」 だと強弁し、積極的にそれを評価しているから である。「専門家」の肩書でこうした議論をさ れると、ついこの吾人にとって、そもそも生徒 指導や生活指導とはなんなのだろうか、と問い 返したくなるが、それについては後に検討する。 このようにケアリング的な〈教育相談〉を含 む、従来の文部科学省の公式の生徒指導のあり 方まで自己否定し、<日本版ゼロ・トレランス 方式>を正当化・合理化しようとさえしている 明石要一(と文部科学省)の主張については、 さしあたり次の五つの検討課題を設定すること ができよう。

第1は、「出席停止処分」の「有効活用」は、子どもに対する差別=排除ではないという命題は成立するのか、という、子どもの学習権保障にかかわる基本的な問題である。子どもたちの「出席停止処分」をゼロ・トレランスの生徒指

導のために「有効活用」することは差別でも排除でもないという明石要一と文部科学省の主張の是非ないし当否について、学校および教職員(集団)の存在理由と専門性に留意して、自由に論じるよう、学生にはもとめている。この留意は、言いかえれば、だれのための、何のための生徒指導・生活指導なのかということを素朴考えさせるためである。ここでは、初等・前期中等教育の基礎陶冶過程にある小学生と中学生の子どもたちを念頭において、課題へのとりくみをうながしている。これは、教育学としての生徒指導=進路指導研究の本質的な課題でもある。

第2の課題は、ゼロ・トレランス導入論を積極的に展開する「教育学者」明石要一の〈子ども理解〉=生徒指導観を批判的に検討する課題である。ほとんど体系的ではないけれども、学生には、ここで前提となっている明石要一の生徒指導"観"らしきものを資料全体のなかから読み取り、簡潔にまとめてもらう。その際、おせっかいにも"~観"とは、「~についての見方ないし考え方」であることに留意させる。

留意しなければならないのは、言葉の問題だ けではない。以下の諸点も留意事項として提示 している。「出席停止処分」を積極的に「有効 活用しすることが、子どもたちに何をもたらす ことになるかは、自明でなければならない。限 定的な措置ではなく、一般的な指導の一環とし て行使する必要が提案されていることに注意し なければならい。明石自身はあまり具体的には 述べていないが、別途配布する明石の、学術的 な性格の著しく乏しい教育雑誌「論考」も参考 にして、小・中学校の子どもたちの「出席停止 処分」の「有効活用」とは何のことなのか、そ こにはどのような政策的・政治的意図がはたら いているのか、などに留意して、学生自身が望 ましいと考える生徒指導のあり方とのかかわり で簡潔に答えてもらっている。

第3に、明石要一=文部科学省主流の生徒指導 =生徒管理路線の性格と特徴を教育学的に検討す る課題がある。その上で、これに本来の生徒指 導論を対置して、明石の議論の本質的な問題点 を摘出し、学問的に批判する必要がある。

検討の前提として、「子どもの人権宣言」ともいえる国際教育法=「子どもの権利に関する条約」における〈子ども理解〉を確認しておく必要がある。こういう配慮をしなければならない教育的な必要もある。毎年入学してくる1年生を対象にして、講義開始間もない時期に子どもの権利条約についてたずねることにしている。結論的にいえば、例外的に数名の学生が知識としてその存在を知っているに過ぎないのが現状である。ここでは、とくに日本政府も1994年に批准した「子どもの権利に関する条約」28条2項で、生徒指導にも当然直接的にかかわる次のような条文が明文化されていることを認識させる。

締約国は、学校における規律が、子どもの 人間的尊厳と一致する方法で、かつこの条約 に従って行われることを確保するため、すべ ての適切な措置をとらなければならない。

つまり、学校が子どもたちにもとめる自己規 律は、「子どもの人間的尊厳」を傷つけたり、 貶めたりするものであってはならない、という のが、政府も国際社会に誓約した子どもの権利 条約の準則なのである。人間的尊厳とはなにか に留意して、まずなによりも、この子どもの権 利条約の基本理念とのかかわりで、明石の議論 の本質的な問題点について論じなければならな い。もちろん、この28条第2項の規定以外にも、 「国際法レベル」では、重要な指針が提起され ていることについては、たとえば前掲、船木正 文論考「ゼロ・トレランスは生徒の問題行動の 抑制と規範意識の向上をもたらすか」が具体的 に指摘している。これらの複数の視点から、ゼ ロ・トレランスに限定せずに、生徒指導や進路 指導の実態を全体として批判的に検証し、言葉 の本当の意味での国際「スタンダード化」がは かられなければならないだろう。

第4の課題は、明石要一が強調・展望する「点 と線」から「面」的な生徒指導への体制の転換 とその意味について検討することである。それ は、今日的にいえば、体制化された生徒指導の 組織・体制とその実態を、一人ひとりの子ども がもっている成長・発達と学習のニーズに積極 的に応える視点から究明する必要がある。

明石要一は、臆面もなく、"……問題を起す 個々の子どもへの対応という「点と線」で済ん でいた過去の状態から、青少年全体の規範が崩 れている現状に正面から向き合い、「面」的な 指導へ転換することが、今こそ必要……"云々 と主張している。明石は、というより安倍晋三 政権下の文部科学省は、どのような「生徒指導 体制」の構築を図ろうと考えていたのだろうろ か。これは 10 年以上前に設定した課題である。 しかし、これは単なる過去の課題ではない。明 石らが構想した生徒指導体制は、いまやたとえ ば「指導死」をもたらすような、「スタンダー ド化」の掛け声のもとに政策的に推進されてい る生徒指導とその組織的な基盤づくりとして結 実し、機能している。社会の耳目が集中する "いじめ"問題にも、無関係などころではない。 したがって、この課題は、現在の生徒指導の克 服しなければならない重大な課題として存在し ているのである。

この課題を現在とのかかわりで補足すると、一つは、この明石らの構想は、そのままの形ではないにしても、たとえば、前掲、北川保行論考「<生徒指導規程>の徹底がもたらした現実」が告発・報告した広島県福山市の生徒指導の「スタンダード」 I・II・IIとして、具体的な体制をとりはじめているといえよう。

もう一つは、この点については、加藤十八のように、単純にそれぞれの学校と教育委員会が「よく教え込み、よく訓練するという伝統的な教育観」に復帰すればよい、とする、子どもを管理と統制、そのための「訓練」=飼いならしの対象としてしか考えていない、自身のかつての体罰と校則による子どもたちへの強権的・強圧的な所業に対する自己批判意識をまったく欠落させた、予定調和的でご都合主義的な主張とは、一定異なっている。

受験産業の「ベネッセ未来教育センター」が

いうところの、子どもたちの「規範意識の緩み」(『モノグラフ・中学生の世界』vol.76、2004年)という把握とも異なる、政策提言の大前提とされている、「青少年全体の規範が崩れている」とする、安倍政権をバックとする明石らの何の根拠もない、単なる決めつけか思い込みに過ぎない、公式に提示されている虚偽の現状把握の問題に留意して、その基本的な特徴について把握する必要がある。

第5の課題は、ゼロ・トレランス施策の段階的な特徴を把握する課題である。これは、大まかにいえば第2次安倍政権成立以前と後の段階のゼロ・トレランス方式の生徒指導の実践と体制の特徴を把握する課題である。

すでに言及したように、文科省も、教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」(2006年11月23日)を受けて、翌年2007年の2月5日に3点の具体的な「毅然たる対応」をもとめる「通知」をだしており、2008年3月10日と2010年2月1日にも、その徹底をもとめる同様の「通知」がだされている。しかし、それは体制づくりというよりも、文字どおり「問題行動」の当事者となった子どもたちに対する厳罰と排除の論理の貫徹がめざされているのが大きな特徴となっているのである。

文科省初等中等教育局長の銭谷眞実の名でだされた2007年2月5日の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」の強調する「毅然たる対応」の3つの具体的な内容は、喜多明人の前掲、論考「厳罰主義(ゼロ・トレランス)の動向と支援主義の政策・実践」の整理にしたがうと、次のようになる。

① 学校の警察化」

「生徒指導の充実」と規範教育および「犯罪の可能性」のある生徒については「警察への通報」により学校と警察の協力関係で対応すること。

- ② 問題行動」生徒の分離・排除 出席停止や教室外への退去と別室指導な どをためらわずに行うこと。
- ③ 懲戒の強化と「体罰」容認

懲戒・体罰について、教員の指導上の「自信」回復をはかるため、学校教育法 11 条で禁止されている「体罰」(法禁体罰)の特定と指導上有効な「有形力の行使」の是認。

文部科学省が毎年全国統計として発表している「生徒の問題行動に関する調査」結果によると、2013年の「いじめ対策防止法」の制定以後、小中学校で日常化している"いじめ"の「加害生徒に対する措置」として、「別室指導」が著しく増加している事実が指摘されている(久富善之「教師への管理・評価システムと<暴力>」(民主教育研究所編『人間と教育』No.94、2017年夏)。2015年度の数値をみると、小学校37162件、中学校17117件となっている。これは、喜多明人のあげている2番目の<「問題行動」生徒の分離・排除>の一環をなす措置である。

なお、久富は、この問題を、いじめへの対応 が教員の新たな負担増をつくりだし、そのこと が学校の「いじめ防止活動」を弱体化させると いう文脈で把握している。

もう一つ、青年期の子どもたちに関する「生 徒理解」ないし「子ども理解」の基本線となる 子ども認識を紹介しておこう。

青年期に入るということは、自動的かつ一般的に善への接近が始まることだと考えるのは、馬鹿げてもいよう。道徳の教育は、これまで示してきたような(「社会的道徳ではなく個人道徳」「既成の道徳ではなく理想の道徳」への)新しい可能性を手にした一方の、新たな困難にも直面する。……自分自身の道徳が可能になる時は、本能や欲望に押されて不道徳的行為もまた可能になる時だということを、特に周囲に悪条件がある時はそうだということを忘れないようにすべきである。もしこの危険を過小評価しようとすれば、若者たちの非行によって、そのことを思い知らされるはめになるだろう。

ドベス『教育の段階』(堀尾輝久・斎藤 佐和訳、岩波書店、1982年)

4. 生徒指導における「悪しき現実主義」 の陥穽をどのようにのり越えるか

4.1 問題の所在

明石要一も加藤十八も、もともと論理的・客 観的な根拠を欠いている自分の主張の詭弁と説 得力のなさをある程度自覚してのことか、共通 して「荒れた」子どもたちが傍若無人に振舞う というような「現場の実態」を一面的・過大に 強調する。「中央」と「地方」の教育行政の荒 廃と劣化の問題を無視して、あるいはその日常 的な教育に対する「行政犯罪」を棚上げにして である。とくに加藤は、たとえば2005年10月13 日付けの『毎日新聞』の記事(無署名)「文科 省:『寛容度ゼロ』指導を導入検討 米国流、学 校に規律と罰則」において、「学校は総じて教 師への暴力や暴言で荒れている。「ゼロトレラン スの生徒指導を――松浦]一日も早く導入すべき だ。」とする、それ自体、暴言・放言の類とな るコメントを寄せている。こんな海千山千の 「専門家」の無茶苦茶なコメントを掲載してま で、一般紙は「両論併記」の体裁をとり繕いた いのかもしれないが、この問題についてはこれ 以上再論するのはひかえよう。

上記の 2005 年 10 月 13 日付の『毎日新聞』 の記事には、加藤十八との両論併記で掲載され た尾木直樹(法政大学)の次のコメントを紹介 しておこう。

ゼロトレランスを文科省がまともに取り上げること自体が教育の混迷と荒廃、大人の無策を象徴している。導入は教育の自殺に等しい。発達論などの立場から「問題行動」に走る子の心理を真正面から見つめることが必要だ。精神状況を掘り下げる努力を怠り、いたずらに規律を強めても、「非行」は絶対に減らない。米国での同方式の効果も疑問だ。

たしかに、1990 年代半ば以降、明石要一や加藤十八が一面的に指摘するような実態が「新し

い荒れ」として問題になっているのは事実で、生徒指導や生活指導に地道にしっかりとりくんでいる現場の教員たちの間では、それをどのように克服するかが、重要な教育課題となっている。しかし、それが普遍的な事象ではないことを確認しておく必要があろう。そうした実態を証明する確かなデータそのものが存在しないのである。加えて、「授業崩壊」の問題を一つとってみても、かれらの口吻ぶりとは異なり、国際社会の動向との対比で、たとえば次のような指摘が行われていた[藤田晃之「◆学力調査 学ぶ興味のなさこそ深刻」(2005 年 6 月 4 日『朝日新聞』)〕。

日本の学校が、生徒にとって快適な場所となっていないことも、 [OECD の 15 歳の中学3 年生を対象とする学力調査と同時に行われた数学に関するアンケート] 調査結果に出ている。「学校は気おくれがして居心地が悪い(18%)」「いつも退屈だ(30%)」と感じる割合は調査対象の国・地域中で最もおおかった。

ただ、数学の授業で「先生は生徒が静まるまで長時間またなければならない」と感じている割合(14%)は最低であり、授業中の静けさと秩序は、世界に誇れるレベルにあるようだ。

それにもかかわらず、明石や加藤が、教育の 門外漢そのものの政財官界の共有する、粗雑に すぎる一面的な認識を強調するように、そうし た「実態」がすべてであるかのように開き直ら れると、返す術がない、という現場の教員たち が意外に多いのもの事実であろう。教職課程で 学ぶ学生たちも、基本的な事情は変わらない。 資料 (3) の小谷美香子教育再生会議委員の通俗 的な発言のように。この点については、永田裕 之「学校の現場から一厳罰主義によって強化さ れる生徒管理一」(前傾『子どもの権利研究』第 13号)が参考になる。

筆者は、みなさんは、このような「現場の実態」を突きつけられた時、<校則>も<体罰> も、<ゼロ・トレランス方式>もやむを得ない、 と考え、それを追認し、体制ないし大勢に追従してしまうのでしょうか、と学生に問いかけている。もちろん、たとえば資料(3)でも、明石要一や加藤十八、かれらの議論に同調する記者の現状認識とは異なる把握をもつ現職教員の子ども認識が紹介されている。

4.2 課題

ここでは、三つのことを問いたい。

第1は、「悪しき現実主義」の陥穽をどう認識し、どのようにそれと向き合うのかという問題である。第2は、「荒れ」をはじめとする子どもたちの「問題行動」を克服する構想と見通しの問題である。第3の課題としては、"いじめ"問題の心理主義的な把握をのり越えるためになにが必要なのか、という課題である。

第1の課題については、虚構でしかない「青少年全体の規範が崩れている現状」を自明の前提とする明石要一と文部科学省が誘導する、こうした生徒指導における「悪しき現実主義」のもつ、その論理の矛盾とすりかえ、欺瞞について、みなさんはどう考えるのか、と問いかけ、応答責任として、各自の意見を簡潔にまとめてもらっている。

生徒指導における「悪しき現実主義」とのか かわりでは、資料(3)の山谷えり子(第1次政権 時の首相安倍晋三の補佐官)と小谷美香子教育再 生会議委員の発言に典型的なかたちであらわれ ている考え方も、「悪しき現実主義」の一つで ある。とりわけ山谷えり子の発言は忽せにでき ない。山谷は政治思想的には日本版ネオ・ナシ ョナリズム(新国家主義・新保守主義)を体現して、 首相の安倍とともに、蛇蝎のごとくジェンダ 一・バッシングと旧日本軍の創設した「従軍慰 安婦」制度否定論に血道をあげてきた人物であ る。近年は、戦前・戦中・戦後の日本社会のマ イノリティーとしての「在日」朝鮮・韓国人に 対して、徒党をくんで憎悪と侮蔑の罵声を浴び せたり、朝鮮人学校を襲撃するなど、「ヘイ ト・スピーチ」問題でクローズアップされてい る極右団体の「在得会」の幹部とツーショット

をとっていた事実が露見し、微温的ながら社会的に批判が加えられた。なお、補足すると、体制的な生徒指導はもとより、それを批判する自主的・自律的な生徒指導を追求する教育実践も、基本的にジェンダー平等の視座や民族差別批判の視座を欠落させている。そのため、ジェンダー・バッシングやヘイト・スピーチも、あまりにも理解されていないことが多い。

「悪しき現実主義」の問題に議論をもどそう。 生徒指導上の教育課題が集中・山積している学校などでは、この現実を理由ないし口実にして、安易に、生徒と教職員に対する管理主義(教育)が正当化される傾向がみられる。あるいは、それが行政主導により学校に強要される事態も、近年生じている。前述の広島県福山市の事例は、その典型であろう。

これらが、現場を支配する「悪しき現実主義」の代表的な事例になろう。子どもたちが「荒れている」のだから厳罰で臨まなければならない、という強硬な意見が、校長などの管理職や威勢のいい教員から提案されると、やむを得ないというかたちで、多くの教員は、そうした強権的な生徒指導路線に追従する、というのがこれまでもよく見られた学校の風景である。新たな強権的な厳罰主義の生徒指導を実体とけるです。トレランスの導入をめぐっても、同じような事態が進行してきていると考えられる。行政主導の評価制度による教員統制と管理の強化が、この現実主義への追従を容易にしている側面もある。

「悪しき現実主義」に絡めとられ追従しないためには、「荒れ」をはじめとする子どもたちの「問題行動」を克服するための構想と見通しをもたなければならない。これが第2の課題となる。学生には、たとえば次のように問いかけ、問題に応答してもらう。みなさん自身が、仮に「荒れた」クラスの担任になったと時、あるいはクラス内が荒れてしまう事態に直面したときのことを想定して、そういう「荒れ」を克服するとりくみの構想を、自由に描いてみてください、と。

問いかけるに際して、参考までに、一つの実践的な生徒指導の事例と構想するためのポイントを紹介する。一つの事例というのは、山岡雅博(当時、東京都北区立田畑中学校教諭、現在は立命館大学教員)の実践である。十数年前に市販されていた生徒指導のテキストに収載されていた山岡論考「生活指導と評価」には、子どもたちが暴力事件と授業妨害に明け暮れしていた学級を担当し、子どもたちと「格闘」しながらの3年間の生徒指導をとおして、それらの「問題行動」を一歩一歩克服していった山岡の実践の総括的な表現ともいえる、クラス委員をつとめた一人の「生徒」の卒業式での「答辞」がある。そのなかに、以下のような発言が紹介されていた。

私たちは育ちました。この3年間で4つの力を身につけたのです。ひとつは判断力、ひとつは行動力、そして信頼。もうひとつは自信という力です。

ポイントというのは、国連・子どもの権利委員会が子どもの権利条約第29条1項の〈教育目的〉に関する一般的意見1号(2001年)と、同委員会一般的討議「意見を聞かれる子どもの権利」(2006年)のなかで確認されている指針である。前者から引用しておこう。

学校生活への子どもの参加、学校共同体および生徒会の創設、ピアエジュケイションおよびピアカウンセリング、ならびに学校懲戒手続きへの子どもの関与が、権利の実現を学習および経験するプロセスの一環として促進されなければならない……。

ピア(peer)とは「仲間」や「対等」を意味するイギリス語である。同様にして、全体的な能力のモデルとして提起されたライフ・スキルの一環となる「紛争を非暴力的に解決する能力」も重要となろう。具体的な国家間の紛争の場合は、対話を拒否して軍事的な圧力一辺倒で鎮静化を

はかろうという議論も、「悪しき現実主義」と してはあり得ようが、こういう乱暴な議論に引 きずられることを回避するためにも、対話や話 し合いによって、議論の分かれるさまざまな問 題を解決する力量形成を、子どもたちに保障し なければならないのである。

第3の課題は、今世紀はじめの「17歳の凶行」報道にはじまる"いじめ"問題の心理主義的な把握をどうのり越えるのか、という課題である。

講義時に配布する藤原新也の論説「時流/時論/いじめという集団の自傷行為」(2006年11月20日『朝日』)の提起している問題を検討することにより、この課題にアプローチしてみたい。写真家であるとともに現代の若い世代をめぐる問題について積極的に発言している藤原新也は、中央メディアや政府・文科省関係者によって繰り返し社会問題として喧伝されながら一向に解決・克服される気配のない、「いじめ」問題の根源と解決の方途について、以下のように述べている。

私は(夜間 10 時すぎに東京の電車内で遭遇した小学生一松浦)……の後ろ姿を見ながら、昨今騒然となっているイジメの正体と出所のすべてがそこに集約されているように感じ入る。イジメ事件が起こると世間の怒りはイジメた側の子に向かう。だがそんな短絡的な問題ではない。「ゴキブリ」と言った子が今度はいつ自分が「ゴキブリ」にされるかも知れないという攻守の堂々巡りの中にあるように、イジメはリストカットと同じ"子どもという集団の自傷行為"なのである。

くだんの夜の電車の小学生のように、イジメる側もイジメられる側も、子どもたちはその終わりのない競争原理と抑圧の中で疲れきっている。受験管理教育という名の "強制収容所"の密室で喘ぎ、心が病み、歪み、イジメ合うことでガスを抜くという自傷行為が繰り返されているということだ。悲惨である。

だがその堅固に構造化してしまった教育の

在り方を根本的に組みかえないかぎり、いかなるその場の対処療法を行ってもイジメやイジメ自殺は消えない。

もう評論言語は意味をなさない時代に来ているのである。腐った根っこを掘り出し、別の土壌に植えかえる抜本治療のみが必要とされる。たとえば受験競争のピラミッド構造の頂点にある東大をまず解体し、全体の縛りをゆるやかにするという一見暴論に近いような見解も、そのくらいの荒療治が必要という意味で拝聴に値する。

藤原新也は、「子どもという集団の自傷行為」という本質をもつ"いじめ"はすでに教育体制の中に「堅固に構造化」されているため、この教育を「根本的に」変革しないかぎり克服できない社会問題であると、「いじめ」問題をとらえる。このような藤原の分析と解決の基本的な方向性は、たとえば2013年6月28日制定の「イジメ対策防止法」の基本的枠組みをあたえた第2次安倍晋三内閣の教育改革実行会議の「第一次提言―いじめ問題等への対応について―」(2013年6月26日)のそれなどとは、内容も性格も対照的に異なる。

この「第一次提言」は、第1次安倍政権が強引 につくった現行の国家主義の教育基本法の趣旨 が徹底されていない事態を、イジメの存続の主 要な要因の一つにあげている。1947 年教育基本 法が日本の学校教育をダメにしたのだ、だから 我われがそれを「再生」させるのだ、という教 基法バッシングの論理と同じ暴論である。しか し、こうした粗雑な把握を含めて、いじめ問題 をめぐる議論のなかで、ほとんどまともなイジ メの原因分析が行なわれていないように思われ る。正当な学問的な原因分析をなし得ていない にもかかわらず、対策案を提示するばかりか、 あろうことか、かれらの宿願である、「道徳の 時間」の特別な教科への格上げという教育施策 を、イジメ問題対策の筆頭課題として政策提案 するなど、反知性主義の言動が繰り返されてい るのである。

つまり、第1次安倍政権が、〈主権者〉である 私たち国民の目の届かない密室での政治的談合 と当の国会での「多数の専制」、すなわち数の 暴力によって強行した 1947 年「教育基本法」の 明文改正=廃棄処分と引き換えに制定された、ア ナクロニズムのグロテスクな「改正教育基本 法 | 第2条の20以上の道徳目を、教科化した< 官製道徳教育>によって教え込むうというのが、 その目的であろう。一方で、さらなるイジメの 原因を政治的・政策的につくりだしておきなが ら、その突出したイジメの事象を口実にした極 端に「右傾化」した保守政治による教育への 「不当な支配」が正当化されているにすぎない。 「全国学力・学習状況調査」という名の<全国 一斉学力テスト>に象徴される、競争主義の教 育体制の存続を大前提にした教育政策路線であ

しかし、この競争主義の教育体制が子どもたちの人間形成に大きなマイナスの影響を与えていることについては、すでに国際社会では周知のことがらに属するものであろう。「第3回国連子どもの権利委員会最終所見」(2010年6月11日)の C. 主たる懸念事項および勧告の7教育、余暇、および文化活動の70.と71.でも、厳しく改善勧告が突きつけられている。それは、以下のとおりである。『10改訂 ポケット版子どもの権利ノート』から引用しておこう。

- 70.本委員会は、……日本の……学校および大学の入学をめぐって競争する子どもの数が減少しているにもかかわらず、過度な競争への不満が増加し続けていることに留意し、懸念する。……また、高度に競争主義的な学校環境が、就学学齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否・中退および自殺の原因となることを懸念する。
- 71. 本委員会は、学力的な優秀性と子ども中心の能力形成を結合し、かつ、過度に競争主義的な環境が生み出す否定的な結果を避けることを目的として、大学を含む学校シス

テム全体を見直すことを締約国政府(日本)に勧告する。

藤原の"いじめ"分析と提言は、こうした国連・子どもの権利委員会に代表される国際社会の基本的な認識を共有するものといえるであろう。講義の中では、まず上記の藤原新也のイジメ分析と提案について、学生の意見や考えを自由に書かせたうえで、藤原新也がこの論考全体で発信しているメッセージに対して、教職課程を学ぶ学生としてどう応答するのか、と問いかけている。

5. 「とことんめんどうをみる」のがゼロ・トレランス方式の「本質」だというのなら、「退学処分」はあってはならなのではないか、学力保障をふくめて、最後まで子どもたちの「立ち直り」を支援しなければならないはずではないか

資料(2)では、一度ゼロ・トレランス方式を 導入して、2005年3月で3年間続けたこの制度を 廃止した鹿児島県霧島市の県立牧園高校の事例 が紹介されている。

生徒指導主任の A 教諭は、「我々は警察ではない。子どもを育てる現場で、(「問題行動」を重ねた子どもを、軽微な校則違反でも退学させるような)機械的な対応で良いのか」と真摯に自省するとともに、どうすれば子どもたちが立ち直れるかを重視することにした、とと述べした学校の事例である。文部科学省は、こうした現場の苦悩のなかで廃止を決断した事例とは無関係に、新たにゼロ・トレランス方式を全国的に導入し、実施させる方向に舵をきった。それを改り返し指摘してきたように、広島県に代表されるように、子どもたち全体を対象としてでなる。

しかも、明石要一によれば、それは市町村教 育委員会の「権限」と「責任」においてであっ て、中央教育行政当局の強制ではない、という 行政責任を免れるための予防線がはられている。 同じ論理と詭弁が、「全国学力・学習状況調 査」の強行実施においても使われている。この 全国一斉学力テストは 2007 年 4 月から実施され、 「悉皆調査」が行われた。民主党政権の時代は 一時抽出調査に転換したが、2012 年 12 月に自由 民主党が政権を奪取すると、安倍晋三政権は再 び悉皆調査を復活させたのである。

船木正文によると、行政文書のなかでゼロ・ トレランスの用語を使用し、その実施の必要性 を直接提言しているのは、明石らがまとめた国 立教育政策研究所の「調査報告書」と文科省初 中局児童生徒課長通知「児童生徒の規範意識の 醸成に向けた生徒指導の充実について」(2006年 6月)の二つである。加えて、たしかにこれらの 文書が提案するようなアメリカ流の「安全で規 律ある学習環境」を構築するためと称して、機 会的に停学処分・退学処分を課す懲戒方針にし たがって万単位の夥しい数の生徒が学校から放 逐されるような事態にはなっていない。しかし、 ゼロ・トレランスが実施されても、あるいは実 施されたために、一向に良好な、「安全で規律 ある学習環境」が整備・実現されないまま、む しろ教育的な指導にとってかわった安直な処罰 による「過剰包摂」がおこなわれたアメリカ社 会の現実をふまえて、このようにく日本版ゼ ロ・トレランス方式>の生徒指導--明石のいう 「点と線」とは異なる「面」的な指導体制を想 起しましょう――が、全国一斉学力テストと抱き 合わせで導入・実施されたとき、さまざまな悩 みや困難、発達課題をもった子どもたちの人間 形成に大きな否定的な影響があらわれることが 懸念されるところである。

とくに、子どもたちと教員(集団)との関係性だけでなく、子どもたち相互の人間関係の在りようが問題となる。すでに国際社会(国連・子どもの権利委員会)がこの問題について懸念を表明していることについては確認した。

ここには、とくに二つの検討課題があろう。 一つは、授業実践と生徒指導にたずさわる教員 をとりまく職場環境、とりわけ子どもたちと教員(集団)との関係がどのように変容したかである。

「多忙化」が代名詞となっている教育現場で は、イジメや全国学テへの対応そのものが、教 員たちへのさらなる大きな負担となり、それら が教員の精神疾患を発症させる過重なストレス となっている現状も指摘されて久しい。いじめ 対応については、簡単に前述した。後者の全国 学テへの対応では、文科省が主導する競争主義 の「学力」偏重政策により、各学校や地域では、 学力テストの平均点を向上させるためと称して、 テストの「結果を検討して課題を明確にする」 分析作業や点数をあげるためだけの「過去問の くり返し」を生徒に課すなど、およそ教育的な 意味のない作業が教員のルーティンワークとし て横行している実態がある(教育科学研究会誌 『教育』2014 年 10 月号—第 I 特集 「学力テスト 体制 | 黒書)。

教育とは、子どもたちの成長と発達やその生活基盤となる地域の課題が提起する諸問題に向きあい、それに取りくむ営為であって、それ以外のものではありえない。公教育であれば、なおのことである。

もう一つは、「問題行動」とは無縁ではあるけれども、さまざまな個別の悩みや困難、発達課題をもっているが目立たない、「平均的な」子どもたちの人間形成にかかわる課題である。 NPO 法人のチャイルド・ラインに、悲痛な必死の SOS の声をよせているのは、こうした子どもたちであるとおもわれる。

学校や教員の注意と関心の大部分は、往々にして子どもの「問題行動」に向きがちである。そのため、表面的には問題行動と無縁に見える子どもたちには眼がとどかない場合が多い。もちろん、これは教員の注意不足のためばかりではない。過大学級問題が不可避とする、政府・文科省が実質的に放置してきた長時間労働をともなう教員の強いられた慢性的な「多忙化」は、否応なしに子どもたち一人ひとりとのコミュニケーションを阻害する主要な要因となる。ゼ

ロ・トレランス的な生徒指導は、こうした傾向をさらに強めてきたといってよい。つまり、このような子どもたちにどのような影響があらわれたか、あるいはいまどのような否定的な影響をあたえているのかを検証・検討する課題である。

生徒指導や生活指導は、このような「普通の」子どもたちへの日常的な支援と指導の営みでなければならないはずである。ところが、教員をとりまく学校の環境は、こうした当たり前の生徒指導や生活指導のための時間と機会を確保できない現状にある。学校は最も「ブラック職場」化していると告発されているゆえんでもある(田村和男「学校は日本最大のブラック職場だ一中学校教諭の過労自殺―」(日本戦没学生記念会誌『きけ わだつみのこえ』No.147、2017年11月)。

6. 生徒指導・進路指導における〈性〉と セクシャリティーをめぐる問題

子どもたちの自由な人間形成と同権=平等の社会参加に寄与する、《ジェンダー平等》の実現をめざす生徒指導・進路指導とは

6.1 ジェンダー平等の視座からみた日本の生徒 指導・進路指導の現状と課題

日本の学校教育における生徒指導・生活指導の現状と課題をめぐる中心的な問題は、一つには、〈ゼロ・トレランスの導入問題〉がある。もう一つあげるとすれば、旧態依然として温存されてきた、子どもたちの〈性〉とセクシュアリティ(性的指向)にかかわる教育の問題がある。国連を中心とする国際社会の、現行の日本の教育(制度と実態)に関する厳しくも正当な批判と評価をとおして、簡単に確認しておこう。

「第2回国連子どもの権利委員会最終所見」 (2003年1月30日)において、「思春期の子どもの健康」(C.6、45.~46.)と「性的搾取および売買」の問題(C.8、51.)として改善ないし是正を勧告された、日本社会と学校における〈性〉をめぐる問題状況は、これ以後も基本的になんら改善・克服されることなく推移してき た。そのため、2010年の第3回「最終所見」でも、HIV/AIDS(C.5-64.~65.)と性的搾取(C.8-81.~82.)の問題として再び厳しく改善が勧告されたのである。

とくに、前者の HIV/AIDS の問題では、以下の 3 点にわたって、具体的な勧告内容が明記されて いる。

- ① 〈性と生殖に関する健康〉 についての教育 を、学校のカリキュラムに導入すること
- ② 10 代の妊娠と HIV/AIDS を含む性感染症 の予防を含む、〈性と生殖に関する健康に 関する権利〉を、思春期の子どもに十全に 知らせること
- ③ HIV/AIDS、その他の感染症を予防するためのすべてのプログラムへの思春期の子どもの容易なアクセスを確保すること

これらは日本社会と学校における〈性〉をめぐる問題状況が提起する逼迫した具体的な課題となっている。たしかに、これは直接的には、領域でいえば《性教育》の課題となろう。しかし、現実の日本社会と学校における、セクシャル・ハラスメントをはじめとするさまざまな深刻な《性暴力》の実態と、〈性〉をめぐる問題が子どもたちの悩みや不安の主要な要因の一つになっている事実――この点については、NPO法人チャイルドラインの子ども相談のとり組みなどを参照!!――をふまえれば、国連・子どもの権利委員会が日本政府に「勧告」した課題は、生徒指導や生活指導の不可避の無眉の課題となっていることも明らかである。

たとえば、チャイルドラインの全国的な取り 組みとその内容を特集した 2006 年 6 月 28 日『朝 日』の特集記事「子どもを守る」のなかでは、 子どもたちの相談内容が 5 項目にまとめられ、そ のなかにく性について>の項目もたてられてい る。それらをより厳密にみると、それぞれの項 目の中には、〈性〉をめぐる問題もふくまれ、 性教育と生活指導・生徒指導にかかわる子ども たちの不安や悩みが混在していることが分かる。 しかし、これらが基本的な問題の所在を必ずしも全面的にしめすものではないことも確かである。なぜだろうか。前述の国際社会からの勧告を促した国内的な要因の問題が別に存在するからである。ここでは3点指摘しておきたい。

第1には、文教行政の総本山となる文部省とその後身の文部科学省が、敗戦後も21世紀の現在まで一貫して、《性教育》を蛇蝎のごとく忌避し、教育課程行政や教員研修の課題から、《性教育》を排除・差別してきた事実がある。田代美江(埼玉大学)の「巻頭言/日本の性教育を展望する一世界の中の日本一」("人間と性"教育研究協議会誌『季刊 セクシュアリティSEXUARITY』No.65、Apr.2014)が指摘しているとおりである。なぜ長期保守政権下の文部省は《性教育》を忌避してきたのであろうか。これ自体、重要な研究テーマになる。

第2として、子どもの権利委員会もその規定ないし具体的な条文の削除を強く要請している法制度的な性差別の存在がある。包括的な反差別法の制定と子どもを差別するあらゆる法令の廃止を勧告する子どもの権利委員会とは別に、同じ国連の女性差別撤廃員会も、女性だけの再婚禁止期間や婚外子差別規定の廃止、選択的夫妻別姓の採用などの民法改正などをもとめるとともに、第1次安倍晋三政権による1947年教育基本法の「明文改正」にともなう同法5条の《男女共学》の規程の削除が、男女平等(ジェンダー平等)の前進に逆行するものとして、大きな「懸念」を表明している。

第3は、統治機構としての国家(state)が体現する《公権力》による直接的な性教育実践に対する「不当な支配」の問題である。東京都日野市では、七生養護学校の性教育実践に、東京都教委とセクシズムを信奉する自民・民主両党の都議会議員らが、「右翼ジャーナリズム」(産経新聞社)の記者を同行させて暴力的に介入し、性教育の教材と教具を校内から勝手に持ち出すとともに、同校の校長が教諭に「格下げ」されるという不当な処分がくだされるという暴挙がおこなわれた。これを、「七生養護学校迫害事

件」とでも呼んでおこう。2003 年 7 月のことである。障がいをもつ子どもたちが日常的に性暴力の被害をうける事態を防ぐためにとり組まれた同校の性教育実践への権力的な介入=「不当な支配」は、その後、ひとまず司法の場で断罪されることになった。しかし、問題が解決したわけではない。

なお、同じ都議会で、複数の同じ保守系(「自由民主党」ほか)の「男性」議員たちが一般質問に登壇した女性議員に対して、ジェンダー偏見そのものの女性蔑視の暴言を浴びせ、周囲の「男性議員」たちがそれをせせら笑うという異様な事態が発生したのは、2014年6月18日のことである。これは政治的なヤジの類などではなく、悪質なセクシャル・ハラスメント、すなわち性暴力そのものである。こうした出来事は、現在の日本の学校やクラスのなかで起こってもなんら不思議ではない。じっさい、この種の問題が日常的に発生していると考えた方がよいであろう。その具体的な事例には事欠かないはずである。

ここでは、こうした事態や事例が国際社会の動向と真っ向から対立するものであることを認識することとならんで、こうした権力による「不当な支配」が白昼堂々と性教育の領域で行われた事実を再確認することが重要である。なお、とくに東京都の場合、埼玉県とならんで、保守系議員と行政による歴史教育への直接的な不当な支配も行われ、教科書採択の結果や特定の出版社の検定教科書の内容に攻撃が加えられている。

以上のような〈性〉とセクシャリティーをめ ぐる問題が生徒指導とジェンダー平等にかかわ る先鋭的な今日的問題となっているのである。

以下において、学校教育における〈性〉とセクシャリティー(性的指向)をめぐる問題を具体的に確認しておきたい。

20 世紀末から日本政府と日本国民は、国際社会(国連女性人権委員会)からは「日本軍制奴隷」制ともいわれる「従軍慰安婦」問題などの各種の歴史の「負の遺産」を含めて、現代日本

の社会と学校が構造化しているジェンダー不平 等-性差別主義の早期の克服を、数次にわたって 「勧告」されている事実については確認した。 当然、子どもの権利委員会からも関連する内容 について改善勧告をうけていた。

性差別には、他の人間差別と同様に、法制度的な差別と実態的な差別がある。まず前者について確認しよう。たとえば文部省=中央教育審議会は答申「後期中等教育の拡充整備について」(1966年10月)をだしたことがある。この答申は、今日でいうところの牢固としたジェンダー偏見そのものの男女「特性論」という虚構を根拠にして性差別(主義)の教育制度の構築を提言したものである。とくに高校教育において、〈性〉によって教育・学習内容を差別したり、

〈教育の機会均等の原則〉を反故にするなどの 性差別政策の提言であった。筆者は、この答申 をうけて「告示」された高校の「学習指導要 領」に準拠した教育課程のもとで高校生活を送 った世代である。当時のマスコミは、この「学 習指導要領 | の<告示>について、「僕は剣道、 私は育児」という見出しをつけて報道した。セ クシズムの原理にもとづく教育課程における性 役割分業の制度化である。現在の、男女共学の 理念にも反する「女子高」や「男子校」の存在 は、制度的な性差別の象徴的な事例の一つであ る。もっとも、「女子高」や「男子校」にも良 いところはあるなどと言い立てて、その存在を 正当化する人々もいる。しかし、学校の《公共 性》を云々するまでもなく、そうした命題を学 間的・科学的に論証することはできない。

じつは 1970 年代前半くらいまでは、これを論理的に批判できるだけの思想的能力を欠落させていたのは政府・行政当局だけではなかった。学会を含めた日本の教育界もそうであった。それは差別ではなく、「区別」だと思い込んでいたのである。これは、「戦後」日本の社会科学をふくめた、総体としての学問と教育そのものの本質的な限界といってもよいであろう。

問題は制度的な差別だけではない。学校の教育課程には、公式のカリキュラムとは別に、潜

在的カリキュラム(ヒィドゥンカリキュラム)と呼ばれるものがあり、学校慣行やその景観ないしたたずまいそのものが性差別の人間形成の役割をはたすことが知られている。教職員構成などにおけるジェンダーバイアス(偏在)の問題も同様である。幼稚園や小学校では、〈女性〉教員が割合的には多数をしめているが、高校や大学になると逆転し、〈男性〉教員が圧倒的な多数派となっている。これらは子どもたちの自己認識や学習へのとりくみ、人間関係づくり――教員(集団)と子どもたちの関係や、子どもたち相互の関係など――、職業選択への意識を制約する抑制要因となるのである。生徒指導はもとより、進路指導も、こうした負の教育の成果について、自覚的でなければならない。

学校教育における公式・非公式の性差別は、子どもたちに対する「内なる男意識」や「内なる女意識」、すなわちく男らしさ〉、〈女らしさ〉の神話の培養器となる。そのため、「女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約」(1979年)は、「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」をもとめたのである[第3部第10条(C)]。そのために、学校教育の課題として、同じ第5条では、「両性いずれかの劣等性もしくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行」の撤廃、すなわち「男らしさ・女らしさの神話」とそれにもとづく「男女の社会的および文化的行動様式」の改変が要請されたのである。

したがって、たとえば教科教育と教科外教育(の内容と方法)における、「女らしさ」や「男らしさ」などの<ジェンダー偏見>を克服するだけでなく、それを培養・再生産する性差別的な学校慣行などの非公式の潜在的カリキュラムや教職員構成などにおけるジェンダー偏在を、ジェンダーニュートラル(中立)なものに是正していくことが積年の焦眉の課題となっているのである。前述した国連・子どもの権利委員会や同・女性の権利委員会の改善勧告は、性差別の社会的な根源となる性役割分業(体制)

の存続と固定化に奉仕する、こうしたジェンダ 一偏見や潜在的カリキュラムの存在が、子ども たちの、性暴力を含めた、〈性〉にかかわる間 題行動の克服と、〈性〉とセクシュアリティに 関する積極的なその自由と権利の保障を困難に するとして、それらの克服を要請したのである。 もちろん、国内でも、このような課題へのと りくみが持続的におこなわれていないわけでは ない。その代表的事例として、技術・家庭科の 共修や「男女混合名簿」の導入、《性教育》実 践などの「ジェンダーフリー」の教育へのとり くみと実践などがある。ところが、これらの教 育実践は、男女平等教育や性教育にさえ後ろ向 きのスタンスをとるだけでなく、むしろこうし た自主的な教員と教員集団の諸実践にバッシン グと統制を加える政府・行政主導のバックラッ シュ(「歴史の逆流」)に抗するかたちで持続的に こころみられているのである。とくに性教育を 中心として、こうしたとり組みの理論的・実践 的な砦となってきたのが、前述の"人間と性" 教育研究協議会である。機関誌『季刊 セクシャ リティ』は、まもなく100号を数えることになる。

6.2 ジェンダー平等の視座から見た進路指導の 課題

講義のなかでは、従来、ジェンダー平等の視座を欠落させてきた日本の生徒指導と進路指導の現状について、この積極的な視座からとらえかえしたとき、生徒指導ないし生活指導、あるいは進路指導の課題として、教育現場ではどのような取りくみがもとめられていると考えられるか、と学生に問いかけ、授業実践や進路指導、学校行事やクラスづくりを中心とする特別活動、その他の教科外教育活動等のなかからいずれか一つのテーマ選んで――複数の領域にわたっても可――、具体的な生徒指導と進路指導の取り組みを自由に構想し、例示する課題を課している。ここでは、最後に、キャリア教育の問題を含めて、進路指導の現状についてのみ簡単に確認し、課題を提起することにしたい。

学校(教育)は、総じて「ジェンダー再生

産」の教育装置となっているといってよい。子 どもたちは、男女の別なく小学校に入学すると きには、すでに家庭教育や幼児教育をとおして-一この場合も、その教育は市場化された教育情報 の圧倒的な影響下にある――、たとえば家父長 制的な「男らしさ、女らしさ」の神話による人 格的なゆがみを身につけさせられてしまってい る。このような子どもたちに対しては、教育学 者の小川太郎(名古屋大学名誉教授・故人)の把握 をかれりば、その「発達に応じた」教育と指導 ではなく、「すでにまちがってつくられている 観念「女性観と男性観をふくめた人間観=社会観] をつくり変え」るための指導が実践されなけれ ばならないのである。しかし、政府・文科省が 「ジェンダーフリー」の教育実践にバッシング を加える日本社会では、総じてジェンダー平等 の視座を欠落している学校教育は、子どもたち を「男らしさ・女らしさ」の神話から解放する どころか、かれ/かの女らに差別の社会的根源と なる性役割分業を肯定的に受容する人格の形成 を促すことになる。

その結果、学校は、第1に、子どもたちが、生 物学的な、そのいみで自然な〈性〉の違い(性 差)をこえて、同権・平等の権利をもつ人間で あることを相互に確認・認識しあい、連帯・協 力しあう人間関係をつくりあげることを阻害す る。これは、進路指導やキャリア教育にかぎら ず、教員の授業実践や生徒指導、クラス運営、 学校行事など、学校教育全般の困難を増大させ るだけでなく、各種の性暴力の温床ともなる。 第2に、子どもたちの自主的な人間形成とそのラ イフコースや職業の選択などを積極的に支援す るほんらいの生徒指導と進路指導を困難にする ことにより、その教育効果を妨げるだけでなく、 学校を、企業(労働)と家庭(家事・育児・介護)の 性別役割分業体制への適応訓練の場に変貌させ てしまうのである。その大きな要因となってい るのが、現代学校のシステムなのである。

とくに、ここではその中心的な教育装置となっている二つの問題を検討したい。一つは、ほ とんど注目されることのない潜在的カリキュラ ムとしての学校組織と学校慣行のもつジェンダーバイアス(偏向)の問題である。もう一つは、文字どおり主流となっている性差別の進路指導の問題である。後者の問題については、後述することにして、まず前者のポイントについて言及しておこう。

前者の潜在的カリキュラムのもつジェンダーバイアスは、具体的にいえば、幼児教育・初等教育から高等教育までの学校階梯における教員の男女構成や管理職の男女比、中等教育以上の教育機関における教科担任、あるいは専門教科(領域)の際立った男女差[とくに、教科専門の「男性職」(技術・社会・美術・数学・理科・体育の各科)と「女性職」(家庭科など)への分離]などが、子どもたちの自己認識はもとより、かれ/かの女たちの人生や職業の選択を確実に制約する。つまり、子どもの将来の進路と職種の選択を〈性〉の違いによって不当にも大きく制約する無言のメッセージとなるのである。

もう一つは、文字どおり主流となっている性 差別の進路指導の問題である。

朴木佳緒留(神戸大学)は、かつて以下のように指摘したことがある(朴木「ジェンダー視点から教育と仕事をつなぐ」(竹内常一+高生研編『揺らぐ〈学校から仕事へ〉一労働市場の変容と 10代一』(青木書店、2002年)。

男女の進路の違いが最も明瞭にあらわれる のは、高校や専門学校、大学の専攻の違いに おいてである。

例えば、進学のための大学選びを一例にあげると、〈女子〉一文学や生活、福祉関係など、〈男子〉一工学、理系、教員養成系をのぞく社会科学系という図式ができあがる。職業選択においても、依然として「男性職」「女性職」という選択肢が大きなウエイトをしめている。なぜ、こういう違いがうまれるか。現象としては、子どもの「選択」行為が〈性〉の違いに対応する男女の教育機会の違いをつくりだすのである。しかし、これは社会科学的な把握ではない。

結論的にいえば、進路や職業の「選択」における特徴的な〈男女差〉は社会と学校、家庭における総体としての性差別(文化)の所産である。 朴木の表現をかりていえば、「子どもの選択には"社会"が反映している」のである。つまり、教育に①与えられるモデルの違い・学習する機会の違い・学習の過程で提出される「期待」の違いや②メディアやそれに誘導・制約された親などのメッセージなどが子どもの選択肢の幅と内容を規定しているのである。③として、これに教員の無理をしない、無理をさせない手抜きの差別の進路指導を加えることもできよう。

③については、たとえば朴木は、次のように 指摘している。

入学困難な学校、男女の比率が大きく異なる職種、リスクの高い進路などを男女それぞれの生徒が希望した場合、教師は男女に対して同じアドバイスをするとは限らない。むしろ、現実的な諸事情、たとえば教育投資の回収可能性や就職や進学後の生活問題などを考慮するのが通常であろう。

21世紀のいまもとめられる進路指導は、少なくとも上記の①~③の子どもたちの選択を規制・抑圧する要因を、克服する必要がある。職場体験やインターンシップなど、中学校・高校・大学がとり組んできたキャリア教育についても、同じことが指摘できよう。ジェンダー平等の視座を欠落させ、もっぱら子どもたちの職業意識や「勤労」意欲の振起、「安易な」進路選択と離職を戒める指導に傾斜してきたキャリア教育は、日本の「ブラック企業」社会でまともに生きていけるだけの、労働市民教育との協働で実施されなければならない(既成のキャリア教育の問題点と限界については、たとえば乾彰夫「怒りを表現すること―もう一つのキャリア教育―」(前掲『教育』No.863、2018 年 12 月)参照)。

要旨

本稿では、第 1 に、政府・文部科学省が推進した中学校と高校の生徒指導へのゼロ・トレランス方式の問題を、子どもの学習権保障の視点から検討を加えた。この教育政策には教員や教育学者をふくめた教育関係者が広く関心をしめした。加えて、文科省サイドのゼロ・トレセンスの生徒指導論を、その実践を含めて批判的に分析・検討した。

第 2 に、中学校と高校における進路指導の現状と課題を、ジェンダー平等の視座から検討した。 21 世紀の現在の日本社会の現状をみると、全体としてさまざまな性差別がほとんど克復されない まま存続している。ジェンダー平等に関する限り、日本はほとんど先進国とはいえない。教育の 場も例外ではない。

キーワード:生徒指導,進路指導,ジェンダー平等,ゼロ・トレランス